

情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1－48の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1－48の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-49の文書（文書1300）は、外務省が作成した「日韓請求権問題に関する分割処理の限界」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち、不開示部分は、4ページ（-4-）5行目から8ページ（-4-）に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分）までの約4ページ3行分であり、サンフランシスコ条約4条により、韓国との間における財産・請求権問題の処理が両国間の「特別取極」によるものとされたことについて、各財産の内容及び性質等を区別して、外務省内部で具体的に検討した内容及び結果が記録されている。

(乙A214)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A214）によれば、通し番号1-49の文書の不開示部分の直前の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

一 法理的限界

領土分離の際には、その地域に割譲国が有していた財産及び債務について譲受国との間の承継関係をいかにするかという問題が起こる。これは領土権の譲渡に当然付随して生ずる問題であるが、その場合私有財産は領土権移譲とは直接の関係がないので、承諾の変更等により必要となる処分の外は通常その処分が問題となることはなく、私有財産尊重の原則の精神が貫かれている。領土分離の際に私有財産が併せて処分された先例はヴェルサイユ条約とサン・ジェルマン条約に見られるのみであるが、これとても領土分離の効果として問題とされたのではなく、賠償の一部として処分されたのであって、ドイツ及びオーストリーはこれに対して国内補償の義務を課せられていた。

今回の桑港条約による朝鮮の独立承認については、朝鮮は日本とは戦争関係になかったのであるからもとより賠償問題の生ずる余地はなく、したがって、両国間の請求権問題は単なる領土分離の際の國の財産及び

債務の承継関係として取り扱われるべきものである。ただし、この地域における日本の行政権が停止されてから既に7年余りを経し、その間に私有財産についても各種の戦時措置、管理措置がとられているので、それらの効力をいかに取り扱うべきかについて両国間の協議を必要とする。サン・フランシスコ平和条約4条に日本国民及び朝鮮の住民の財産及び請求権の処分の問題をも両国間の特別取極に委ねたのはその趣旨にほかならない。

■■■不開示部分■■■

- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、サンフランシスコ条約4条により韓国との間における財産・請求権問題の処理が両国間の「特別取極」によるものとされたことについて、各財産の内容及び性質等を区別して、外務省内部で具体的に検討した内容及び結果であると推認することができる。
- ウ そうであるとすれば、通し番号1-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策に関する具体的見解であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。
- エ したがって、通し番号1-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公

開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-49の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-49の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-49の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-50

第1 前提事実（各論）

通し番号1-50の文書（文書1301）は、外務省が作成した「相互放棄の表現方式について」と題する内部文書であり、日韓請求権問題における「相互放棄」についての表現方法をはじめとする諸問題について、政府部内で検討した内容等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ（-1-）2行目から14ページ（-1-に「次ページ以下13ページ不開示」と記載された当該ページ部分）までの約14ページ分（以下「不開示部分①」という。）

これは、日韓請求権問題における「相互放棄」の表現方法について関係各省における具体的な見解を検討した内容及び協定上の「相互放棄」の表現方法により生じるデメリットが記録されている。

- ② 30ページ（-17-）左から2行目から31ページ（-17-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）まで（以下「不開示部分②」という。）

これは、日韓請求権問題における「相互放棄」についての韓国側の対応に対する日本側の具体的な評価や具体的な請求権についての対応方法の検討状況等が記録されている。

(乙A215)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-50の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、

財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張は、不開示部分が「相互放棄」の表現方法や対応の検討状況とされているにもかかわらず、「請求金額の試算等の露見」を不開示理由としていて対応していないし、被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A215）によれば、通し番号1-50の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、本文部分であり、全部不開示である。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②は、別添二の「日韓請求権問題相互放棄の諸問題」と題する文書中にあり、下記のとおりであると認められる。

記

三 コンパツショネット・リーズンによる請求権

韓国側では、桑港平和条約4条(b)項により、日本側は何らの請求権もなく、同条(a)項は、韓国側の一方的な請求権が存するものであると主張している。この議論は、在北鮮財産について一言も触れていない点で相互放棄への重大な抜け道を用意しておるが、そのほかにも在南鮮財産が韓国側の有に帰したという事実そのものも先方請求権に対する防衛手段として用い得る。

しかし、専ら韓国側の主張の強さから見て、特に日本側に妥協の意思ありとみれば、更に思い上がって相互放棄のみでは満足しないとの態度を取ることも考えられる。この場合にはいわゆるコンパツショネット・リーズンによる請求が問題となるわけである。

■■■不開示部分②■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-5.0の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

請求権問題における「相互放棄」の表現方法について関係各省における具体的な見解を検討した内容及び協定上の「相互放棄」の表現方法により生じるデメリット

(イ) 不開示部分②

外務省が検討した請求権問題における「相互放棄」についての韓国側の対応に対する日本側の具体的な評価や具体的な請求権についての対応方法の検討状況等

ウ そうであるとすれば、通し番号1-5.0の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも日本政府部内で検討された請求権問題の解決方策

等に関する具体的見解であるから、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-50の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-50の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-50の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-50の文書の不開示部分に記録され

ている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-51

第1 前提事実(各論)

通し番号1-51の文書(文書1304)は、外務省アジア局第二課が作成した昭和27年11月26日付け「日韓請求権問題の種々相(桑港条約第四条b項の解釈と処理方式をめぐって)」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の様子等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次のとおりである。

- ① 3ページ(-3-)の4行目、5行目の約1行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、朝鮮にある日本財産の具体的な内容として、請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素が記録されている。

- ② 4ページ(-4-)の冒頭から約4行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、韓国の法秩序の混乱等内部事情に基づく損害についての試算として、請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素が記録されている。

- ③ 10ページ(-10-)の上部欄外部分(以下「不開示部分③」という。)

これは、相互放棄において生じ得る具体的な問題点として、請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素が記録されている。

(乙A216)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-51の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国が請求金額に関する試算等が露見し、

財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A216）によれば、通し番号1-51の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

日韓請求権問題のキーポイントとなるものは、桑港条約4条(b)項の解釈いかんである。（中略）いまそれぞれの見解を前提として、在韓日本資産に対する請求権の行使あるいは放棄の場合にいかなる問題が生ずるかを簡単に取り上げてみれば、大要左のとおりとなる。

一 日本側見解に従って相互に請求権を行使する場合

(一) 在北鮮財産

取極の適用範囲を南鮮に限定するか否かの問題があるが、その範囲を北鮮にまで及ぼす場合にも在北鮮財産は事実上取り立て不能である。■■■不開示部分①■■■

(二) 国内補償問題

この場合には発生しない。

■■■不開示部分②■■■

(四) 韓国法秩序の混乱

(略)

二 韓国側見解に従って日本の請求権を否定し韓国側の一方的な請求権のみを認める場合

(略)

三 日本側見解に従って、日本側請求権の存在を承認するが特別取極によって相互放棄する場合

(略)

(五) コンパッショネットリーズンに基づく請求権

相互放棄の場合にも、■■■不開示部分③■■■これらの請求権は政治的には特別の考慮を払うか否かの問題がある。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-51の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日本及び韓国が相互に請求権行使した場合の問題点として、請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素であって在北鮮財産に関するもの

(イ) 不開示部分②

韓国の法秩序の混乱等内部事情に基づく損害についての試算として、

請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素

(ウ) 不開示部分③

相互放棄において生じ得る具体的な問題点として、請求権金額の算出に当たって検討・考慮された要素

ウ そうであるとすれば、通し番号1-51の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり、例えば、通し番号1-251の文書（日韓交渉関係法律問題調書集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的見解（乙A82〔-26-以下〕）等と類似するものである可能性はあるが、本件全証拠によても、これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく、韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-51の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-51の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-51の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-51の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-52

第1 前提事実（各論）

通し番号1-52の文書（文書1305）は、外務省が作成した昭和28年1月18日付け「韓国のステータスと我が国の立場」と題する内部文書であり、1948年12月12日の国連総会決議を踏まえて、韓国との国交正常化交渉への対処方策を検討した内容が記録されている。

このうち、不開示部分は、15ページ（-15-）4行目から16ページ（-16-）1行目までの約5行分であり、財産・請求権問題について具体的に検討した内容や北朝鮮における当時の我が国の財産についての具体的な評価が記録されている。

（乙A217）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-52の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、4.0年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A217）によれば、通し番号1-52の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

(五) 請求権特別取極

請求権の取極においては、これを主張するにしても放棄するにしても必ずその範囲を明確にする必要がある。取極の明文においては必ずしもこの点を規定する必要はないが、両国政府の間においては少なくともこの点をはっきりしておかなければ後日紛議を生ずることとなる。この問題について全鮮を対象とする場合と南鮮のみを対象とする場合に分けてそれぞれの問題点及び利害得失を略述すれば、次のとおりである。

(一) 全鮮を対象とする場合

(略)

(二) 南鮮のみを対象とする場合

在北鮮財産に対する日本側主張を未解決のままに放置することになる。もしこれで韓国側が納得すれば、日本としては最も好都合であるが、韓国側としてはこのように不安定な状態は容易に容認しないと思われる。■■■不開示部分■■■韓国側にこの間の事情を暗

に了解させることができれば、韓国側としても北鮮関係請求権問題が未解決になっているという理由のみでは会談全体の決裂を賭するものとは思われない。

(略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-52の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国との間で請求権に関する取極をするに当たり、南鮮のみを対象とした場合における問題点や利害得失として、北朝鮮にある日本の財産についての具体的な評価等やそれを踏まえた具体的な見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-52の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的な見解であり、例えば、通し番号1-251の文書（日韓交渉関係法律問題調査集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的な見解（乙A82 [-26-以下]）等と類似するものである可能性はあるが、本件全証拠によても、これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく、韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-52の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-52の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-52の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-52の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-53

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号1-53の文書（文書1306）は、外務省が作成した昭和28年1月21日付け「日韓間請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書であり、日韓間の請求権問題の解決策として提示された「相互放棄」案について各方面から具体的に検討した内容が記録されている。
- 2 通し番号1-53の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、上記「相互放棄」案において解決困難な問題として提起された事項についての検討結果や請求権の相互放棄に伴って生じ得る問題（北朝鮮との関係に関する評価も含む。）が記録されている。
 - ① 4ページ（-4-）2行目、3行目の約2行分
 - ② 7ページ（-7-）1行目、2行目の約1行分
 - ③ 10ページ（-10-）の3行目から5行目までの約2行分
 - ④ 12ページ（-12-）の4行目、5行目の約1行分

(乙A104)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-53の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される

北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張は、不開示部分が「相互放棄」の検討結果やそれに伴い生じる問題の検討状況であるにもかかわらず、「請求金額の試算等の露見」を不開示理由としていて対応しないし、被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A104）によれば、通し番号1-53の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

日韓間の請求権問題はこれが行き詰まりを開拓するためにはヴェスティングデクリーに関する法理論は一応棚上げして、ともかくも実質的に相互放棄になるような解釈に導くほかない段階にあるが、これが取極の文案を作成するに当たっては特に次の諸点を考慮する必要がある。

(一) この取極によって日韓間の請求権問題を後腐れのないよう円満に解決すること

(二) 違憲論や国内補償の問題を起こさないこと（中略）

(三) 既存の条約に抵触したり将来予想される他の国（特に中国）との交渉に悪影響を及ぼしたりしないこと。この点については在北鮮日

本財産の取扱いに慎重な考慮を要する。（中略）

以上の点を考慮しながら、特別取極の二、三の様式について簡単にその問題点を摘記すれば、次のとおりである。

一（第1案）日韓両国がそれぞれその財産請求権を相互に放棄する旨を定める場合※（裁判所注：※部分の記載は略）

（一）この場合には、放棄する財産請求権の範囲を明確にする必要がある。次のものはその範囲の中に含み得ないであろう※※（裁判所注：※部分の記載は略）。

（1）終戦後に両国及び両国民が合法的に取得した財産・請求権
ただし、双方の戦後処理、引き揚げ等に関連して生じたものを除く。

■■■不開示部分①■■■

（中略）

（四）相互放棄の範囲内に北鮮を含めない場合は、（イ）これによって韓国側が納得するかどうかが最大の問題となる。（ロ）次にもし韓国が全鮮を統一した場合に日本としては再びこの問題を持ち出すか否かの覚悟をする必要がある。（国会答弁にも簡単に「仮定の問題」とのみでは逃げられない場合も考えられるが、またもし在外資産に対する国内補償が実現する場合があれば南鮮に財産を有していたものは補償を受け、北鮮関係者はこれを受けられないとの不公平を生ずる。

■■■不開示部分②■■■

（五）（以下略）

二（第2案）日韓両国がそれぞれ相手国の採った措置を承認し合う場合※※（裁判所注：※部分の記載は省略）

（一）在鮮日本財産についていえば、米軍政府及び韓国政府がとった措置を承認するのみでは、在北鮮財産には全然触れられてないことに

なる※（裁判所注：※部分の記載は省略）。したがって、現在若干ながら韓国が38度線以北に進出している部分及び今後進出することあるべき地域に存した日本財産については改めて（おそらくは、韓国が全鮮を統一した後に）別の取極を締結することが必要となる。

しかし、在北鮮財産に日本の発言権の余地を残すような協定に韓国が易々として応ずるか否かははなはだ疑問である。また、ヴェスティング・デクリーに対する前の日本の主張を知っている韓国としては、余程入念に趣旨を明確にしなければ応じてこないであろう■■

○ ■不開示部分③■■■

(二) (以下略)

三 (第3案) 日本は在鮮財産請求権について韓国政府の採った措置を承認し、韓国は在日財産・請求権を放棄すると定める場合※（裁判所注：※部分の記載は省略）

(一) 日本側としては、この方式が一番好都合である。■■■不開示部分④■■■

(二) (以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-53の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日韓両国がそれぞれのその財産請求権を相互に放棄する旨を定める場合に放棄される財産請求権の範囲の中に含み得ないもの及びその理由等に関する具体的見解

(イ) 不開示部分②

日韓両国による財産請求権の相互放棄の対象に北鮮を含めない場合の具体的問題及びこれに関する具体的見解

(ウ) 不開示部分③

日韓両国がそれぞれ相手国の採った措置を承認し合う場合の在北鮮財産に関する交渉の具体的見通し又は具体的見解

(エ) 不開示部分④

日本は在鮮財産請求権について韓国政府の採った措置を承認し、韓国は在日財産・請求権を放棄すると定める場合についての具体的評価等

ウ そうであるとすれば、通し番号1-53の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり、例えば、通し番号1-251の文書（日韓交渉関係法律問題調書集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的見解（乙A82 [-26-以下]）等と類似するものである可能性はあるが、本件全証拠によつても、これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく、韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-53の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-53の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示

情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-53の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-53の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-54

第1 前提事実（各論）

通し番号1-54の文書（文書1307）は、財産・請求権問題に関するサン・フランシスコ条約の用語理解、解釈について外務省内部で検討した内容等が記録されている文書（総数33ページ）であり、具体的には、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題についてサン・フランシスコ条約の解釈に基づく我が国の検討状況（対日請求金額の試算についての我が国の見解を含む。）等が記録されている。

（甲23）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-54の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張は、通し番号1-54の文書の不開示部分が「サン・フランシスコ条約の用語理解、解釈」の検討状況であるにもかかわらず、「請求金額の試算等の露見」を不開示理由としていて対応しないし、被告の上記主張によ

つても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-54の文書に記録されている情報は、請求権問題に関するサン・フランシスコ条約の用語理解及び解釈について外務省が検討した具体的な見解（対日請求金額の試算についての我が国の見解を含む。）であると推認することができる。

しかしながら、例えば、証拠（乙A82）によれば、通し番号1-251の文書の一部開示部分には、平和条約4条の具体的な解釈等について、これに関する1945年12月6日付け在朝鮮米軍政府軍令第33号や米国が表明した平和条約4条の見解等を踏まえ、多数の具体的な論点（これには、在北鮮日本財産等に関するものも含まれる。）を詳細に検討した見解が記録されていることが認められること（乙A82[-26-以下]参照）に照らすと、上記アで説示した通し番号1-54の文書に記録されている情報のうち、少なくとも平和条約4条の用語の解釈に関する部分については、本件全証拠によっても、上記のような既に公にされている請求権問題に関する平和条約4条の具体的な解釈と比較した場合にこれと全く異なる内容であると認めるに足りる的確な証拠はなく、むしろ上記のような既に公にされているものと同趣旨のものであると推認することができるとすべきである。

イ そうであるとすれば、通し番号1-54の文書に記録されている情報のうち、少なくとも平和条約4条の用語理解、解釈に関する部分については、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

他方、その余の部分、殊に対日請求金額の試算についての我が国の見解については、日本政府部内で検討された対日請求金額の試算に関する具体的な見解であるから、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがつて、通し番号1-54の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-54の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-54の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-54の文書の不開示部分に記録されている情報であって次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（次の(2)に掲げる部分）は、適法である。

- (1) 平和条約4条の用語の解釈に関する部分
- (2) 上記(1)以外の部分

(別紙5) 通し番号1-55

第1 前提事実（各論）

通し番号1-55の文書（文書1308）は、外務省が作成した「日韓請求権の計数的比較」と題する内部文書であり、日韓請求権問題における日韓相互の請求権についての各積算方法を検討した内容が記録されている。

このうち、不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ（-1-）4行目から3ページ（-3-）までの約3ページ分
(以下「不開示部分①」という。)

これは、日本側と韓国側の積算方法の差異を比較して検討した内容が記録されている。

- ② 5ページ（-5-）冒頭の約3行分、5ページ（-5-）7行目から6ページ（-6-）1行目までの約2行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、いずれも、朝鮮に所在する日本国財産の具体的な評価が記録されている。

- ③ 11ページ（-11-）2行目からの約3行分（以下「不開示部分③」という。）

これは、朝鮮に所在する日本国財産の実質的減価の見積りが記録されている。

- ④ 12ページ（-12-）2行目以後の約4行分（以下「不開示部分④」という。）

これは、朝鮮に所在する日本人財産の没収に関する検討内容が記録されている。

(乙A218)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1-55 の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙 A 218）によれば、通し番号 1-55 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①は、本文（全 3 枚）であり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 日本側の主張（私有財産権尊重）による場合

■■■不開示部分①■■■

二 韓国側主張による場合

■■■不開示部分①■■■

三 積算の基礎（別紙一）

b 不開示部分②から不開示部分④まで

不開示部分②から不開示部分④は、「別紙（一）日韓請求権の計数的比較における積算の基礎」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 日本側主張による場合の積算の方法

（一）私有財産の尊重

桑港条約4条(b)項による処分は没収的効果を有しないものとし、これに基づく売却処分を受けたものについても、その代金については日本側請求権が成立するものとした。売却処分がどの程度まで行われたか、その代価はいくらに上るかは不明あるので、在鮮財産の評価には、■■■不開示部分②■■■

（二）国有財産の無償譲渡

日本は在鮮の日本国有資産を無償で韓国に譲渡するが、在鮮国有企業の有した債務は韓国側において負担するものとした。その主たるものは朝鮮企業公債である。■■■不開示部分②■■■預金部資金の在鮮投資額は、日本に返還されるものとした。

（中略）

（六）実質的減価の見積

■■■不開示部分③■■■ただし、公債及び在日本○法人關係

有価証券関係については帳簿その他により立証可能であると思われる所以、北鮮関係を顧慮せず、戦災見込みのみを控除した（これは有価証券は会社の実体財産に対する反映と考えるためである。）

二 韓国側主張による場合の積算の方法

（一）在鮮日本人財産の没収

■■■不開示部分④■■■

（二）有価証券

（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-55の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

（ア）不開示部分①

外務省が日本側と韓国側の積算方法の差異を比較して検討した具体的内容

（イ）不開示部分②

朝鮮に所在する日本国の財産の具体的な評価

（ウ）不開示部分③

朝鮮に所在する日本国の財産の実質的減価の見積り

（エ）不開示部分④

朝鮮に所在する日本人財産の没収に関する検討内容

ウ そうであるとすれば、通し番号1-55の文書の不開示部分に記録されている情報は、請求権問題について日本政府部内で検討された日韓相互の請求権についての具体的積算方法又は朝鮮に所在する財産の具体的評価等であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされている

ものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1－55の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1－55の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1－55の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1－55の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-56

第1 前提事実（各論）

通し番号1-56の文書（文書1309）は、外務省が作成した昭和28年11月13日付け「韓国内地金銀返還要求」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次の部分であり、いずれも、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記録されている。

- ① 2ページ（-2-）の4行目以後の約2行分（以下「不開示部分①」という。）
- ② 3ページ（-3-）2行目（以下「不開示部分②」という。）
- ③ 3ページ（-3-）3行目の11文字分（以下「不開示部分③」といい、不開示部分②と併せて「不開示部分②・③」という。）
- ④ 3ページ（-3-）5行目の10文字分（以下「不開示部分④」という。）
- ⑤ 4ページ（-4-）末行の4文字分（以下「不開示部分⑤」という。）
- ⑥ 5ページ（-5-）欄外3行分（以下「不開示部分⑥」という。）
- ⑦ 5ページ（-5-）1行目の6文字分（以下「不開示部分⑦」という。）
- ⑧ 5ページ（-5-）1行目から2行目までの10文字分（以下「不開示部分⑧」という。）
- ⑨ 5ページ（-5-）3行目の10文字分（以下「不開示部分⑨」という。）
- ⑩ 10ページ（-10-）（以下「不開示部分⑩」という。）
- ⑪ 13ページ（-13-）の10箇所（以下「不開示部分⑪」という。）
- ⑫ 14ページ（-14-）の7文字分（以下「不開示部分⑫」という。）

(13) 15ページ(—15—)の7文字分(以下「不開示部分⑬」という。)

(乙A219)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-56の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A219)によれば、通し番号1-56の文書の不開示部分の

前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①から不開示部分⑨まで

不開示部分①から不開示部分⑨までは、本文にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。なお、不開示部分⑥は、不開示部分⑤の上欄にあり、その右余白には「32.8.15 政府買い上げ1グラム405円、山元価格570円」と記録されている。

記

一 朝鮮よりの地金銀移入額

(一) 金

情報によれば、韓国側資料による朝鮮より内地への金貨及び地金移出額には2種の数字がある。いずれも朝鮮銀行を経由せる対日移出との注を附したもので、1909年以降45年までの計を249, 593. 707グラムとしており、他の数字では249, 633. 198グラム61となっている（南北鮮区別なし、以下同じ。）

わが方公式資料は目下手元にないが、大蔵省管財局調べ「日本人の海外活動に関する歴史的調査」に一部現れた数字と■■■不開示部分①■■■

情報によれば、韓国側は、この代金を5億6327万2881円32銭あるいは15億円としている模様である。大蔵省前掲調書によれば金銀併せて1936年までに■■■不開示部分②・③■■■対内地出超その後の産金量を推算加算すれば併合以来1944年までの対内地出超は■■■不開示部分④■■■にのぼると推定している。

(中略)

なお、前記金移入量■■■不開示部分⑤■■■を現在の日本の

市価に換算すれば政府買上価■■■不開示部分⑦■■■によって
■■■不開示部分⑧■■■山元自由価格（570円）によれば■
■■■不開示部分⑨■■■となる。

（二）銀

（以下略）

b 不開示部分⑩

不開示部分⑩は、「金産量と朝鮮銀行を経由した日本への輸出量（1909—1945年）」と題する一覧表中にあり、「年度」、「輸出」、「金産量」との項目並びに各年度の記載及び「合計」、「残量」との項目が開示されている。

c 不開示部分⑪から不開示部分⑬まで

不開示部分⑪から不開示部分⑬までは、「参考事項」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

◎（日本人の海外活動に関する歴史的調査通巻第8冊）89ページ
八、朝鮮における金銀貿易

金貨、金地金及び銀貨、銀地金の輸移出入の状況は第7表のとおりである。

年次	輸出	輸入	合計	出入超過
----	----	----	----	------

明治43年（1910年）	■■■不開示部分⑪■■■			
--------------	--------------	--	--	--

昭和11年（1936年）	■■■不開示部分⑪■■■			
--------------	--------------	--	--	--

積出	移入	合計	出入超過
----	----	----	------

■■■不開示部分⑪■■■			
--------------	--	--	--

■■■不開示部分⑪■■■			
--------------	--	--	--

すなわち、朝鮮における金銀貿易は併合以来1936年（昭和11年）までの間において輸出入額■■■不開示部分⑪■■■円、

移出入額■■■不開示部分⑪■■■円、総額において7億730
7万5000円に達し、対外国貿易においては■■■不開示部分
⑪■■■円の入超、対内地貿易においては■■■不開示部分⑪■
■■円の出超を示している。

1937年（昭和12年）以降の金銀貿易は発表せられていない
が（中略）

であるが、これにその年々の金買い入れ価格を乗ずれば約■■■
不開示部分⑫■■■円となり、これが内地に移出されたとみれば
併合以来1944年（昭和19年）までの対内地地金銀貿易はお
よそ■■■不開示部分⑬■■■円を示すものと推定せられる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-56の文書の不
開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認するこ
とができる。

(ア) 不開示部分①

朝鮮から内地に送られた金に関する情報（なお、不開示部分①に記録
されている情報は、朝鮮から内地に送られた金貨・地金の量についての
具体的根拠等又はこれに関する日本側の具体的見解である可能性がある
が、既に朝鮮から内地に送られた金貨・地金の量等が開示されているな
どその前後の記載等をも併せ考慮すると、被告は、当該情報をもって北
朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又
は推測する材料となり得ることを基礎づける具体的事実を主張してい
ないものといわざるを得ず、本件全証拠によつても、これを認めるに足り
る的確な証拠はない。）

(イ) 不開示部分②・③

大蔵省管財局調べ「日本人の海外活動に関する歴史的調査」で指摘さ
れた1936年までの朝鮮から内地に対する金銀の移入量（なお、大蔵

省管財局調べ「日本人の海外活動に関する歴史的調査」については、その表題の内容及び上記一部開示部分からうかがわれる当該調査の内容等に照らして、当時の官公庁においてその当時又は将来的に一般国民に公開することを予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得ていた情報であって現在において一般に入手可能なものであると推認することができる。)

(ウ) 不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分②・③の数量にその後の産金量を推算加算して推定した併合以来1944年までの対内地出超量

(エ) 不開示部分⑥

政府買上価及び山元自由価格による何らかの金額等

(オ) 不開示部分⑦

通し番号1-56の文書作成当時の政府買上価

(カ) 不開示部分⑧

不開示部分⑤の数量に不開示部分⑦の価格を乗じて算出した金額

(キ) 不開示部分⑨

不開示部分⑤の数量に山元自由価格(570円)を乗じて算出した金額

(ク) 不開示部分⑩

「金産量と朝鮮銀行を経由した日本への輸出量(1909-1945年)」と題する一覧表(なお、その出典が当該文書上明らかにされていないが、当該情報の性質及び集計された数量の時期・範囲等に鑑みると、少なくともその当時若しくは将来的に一般国民に公開することを予定して調査・集計された数値・金額であると推認することができる。)

(ケ) 不開示部分⑪

日本人の海外活動に関する歴史的調査通巻第8冊89ページの「八、

「朝鮮における金銀貿易」で明らかにされている数値

(コ) 不開示部分⑫

昭和12年から昭和19年までの朝鮮産金量にその年々の金買入価格を乗じた金額

(サ) 不開示部分⑬

不開示部分⑪の金額と不開示部分⑫の金額を合計して推定した併合以来1944年（昭和19年）までの対内地地金銀貿易に係る金額

ウ そうであるとすれば、通し番号1-56の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、朝鮮から内地に送られた金に関する情報に関する情報にすぎず、上記イ(ア)のとおり、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものと認められないし、後記のとおり、その余の不開示部分に記録されている情報がいずれも一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認できるものではないことをも併せ考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②・③、不開示部分⑦、不開示部分⑩、不開示部分⑪

上記各不開示部分に記録されている情報は、いずれも日韓会談のために調査されたものではなく、その当時から一般に入手することができた数値・金額又はその当時若しくは将来的に一般国民に公開することを予定して調査・集計された数値・金額等であるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般的

又は類型的にみて、これを公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分④、不開示部分⑤、不開示部分⑧、不開示部分⑨、不開示部分⑫、不開示部分⑬

上記不開示部分に記録されている情報は、検討の対象時期における政府の金買上価格といった一般に入手することができる数値・金額、当該文書の一部開示部分に記録されている情報又は上記(イ)に掲げた情報を基に算出された金額であるから、上記(イ)と同様、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般的又は類型的にみて、これを公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

(エ) 不開示部分⑥

上記不開示部分に記録されている情報は、請求権問題（具体的には朝鮮から内地に送られた地金銀）に関して日本政府部内で検討された数値・金額であるが、その情報の性質上、上記(ア)又は(イ)に掲げた情報と同一のものと評価することができるから、上記(ア)及び(イ)で説示したことと同様の理由により、一般的又は類型的にみて、これを公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-56の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-56の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の

不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1 - 5 6 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-57

第1 前提事実（各論）

通し番号1-57の文書（文書1310）は、外務省が作成した「韓国対日請求権の内容」と題する内部文書であり、韓国から提示された対日請求権の具体的な内容を一覧表にしたものである。

このうち、不開示部分は、5ページ（-5-）から9ページ（-9-）までの「韓国側提示項目及び金額」と題する一覧表の「日本側負担の推定」欄の記載である。

(乙A220)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-57の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、それが日本側試算であるにせよ、韓国側試算であるにせよ、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A220)によれば、通し番号1-57の文書の不開示部分は、
①韓国側提示項目及び金額と②日本側負担の推定を対比した表中にあり、
①韓国側提示項目及び金額に相当する部分が開示されていることから、そ
の各項目に対応する「負担額」欄及び「説明」欄等に相当する部分である
と認められる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-57の文書の不
開示部分に記録されている情報は、外務省が韓国側提示項目について試算
した日本側の負担額及びそれについての具体的見解であると推認するこ
ができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-57の文書の不開示部分に記録され
ている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する韓国の対日
請求権に対する具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これが他
の行政文書の一部開示により又は韓国側に示されたものとして韓国側開示
文書により公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠が
ないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が
取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社
会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、こ
れを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等

を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-57の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-57の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-57の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-57の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-58

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号1-58の文書（文書1340）は、外務省が作成した「日韓会談」と題する内部文書であり、次の文書によって構成されている。
 - (1) 昭和37年11月12日に開催された大平外相と金鍾泌韓国中央情報部長との会談内容を池田総理に報告するために作成された文書
 - (2) 昭和37年11月30日付け「大平大臣渡米資料」と題する文書
- 2 通し番号1-58の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、上記1(2)の文書中にある11ページ（-10-）の約2行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の結果、我が国の見解等が具体的に記録されている。

(乙A48)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-58の文書の不開示部分に記載された各情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見し、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額にかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-58の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(2)の文書中にあり、その前後の記載は、次のとおりである（乙A48）。

記

1. 請求権問題

韓国側は、平和条約4条の請求権の解決と称しつつ実際は、36年にわたる日韓併合期間における物的、精神的苦痛に対する賠償の支払を要求しているのであって、国際慣行上例を見ない要求である、他方日本が厳密な意味での請求権解決として支払い得る額は■■■不開示部分■■■、到底、韓国側の満足を得られない次第である。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 通し番号1-69の文書の一部不開示部分には、昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書の引用部分があり、その当時外務省が韓国の対日請求権について査定した金額等について、要旨下記のとおり記録されている（乙A108[-243-以下]）。

記

(八) 次に、各項目ごとに、上記(四)の考え方に基づいた日本側の基本的見解を明らかにし、それとともに、総額についてのわが方の数字を示す。（中略）総額として示す数字は、外務省A案（総額約1億ドル、別添参照）を使用することとする。

外務省A案を使用する理由は、同案は日本の国会や国民に対して説明し得る合理的根拠をもった最高の案で、これ以上のものは国内的に説明がつかぬものであるからである。（中略）したがって、最初からこのような案を出し、韓国側に対し、これ以上は譲ろうにも譲れない旨強く説明し、韓国側がこれに応じなければいつまでも待つという方針で交渉を行うのが得策と判断される（（中略）また、池田総理も、テレビ対談等において、外務省A案のような考え方で本件を解決する意向であることを既に表明している。）。

b また、通し番号1-69の文書の一部開示部分には、昭和37年3月の小坂外務大臣・崔長官会談に関する記載として、要旨下記のとおり記録されている（乙108）。

記

伊闌アジア局長「日韓交渉の回顧」（前田北東アジア課長、柳谷北東アジア課首席事務官同席）には次のとおり記している。

「伊闌：（略）

柳谷：あの時だったですか。別室で伊闌局長と文哲淳とが会って「請求権の金額をおまえからいえ、そっちからいえではいかん」というんで、お互に紙に書いてイチ、ニッ、サンで渡そうということにした。その前たしか1億ドルという数字が局長の頭にあったけれども、会議の雰囲気からみて、少しさば

を読もうというので、7000と書いて出したら、向こうはちょうど10倍の7億と書いてきたとかいう・・・

(以下略)

- c 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第2回会合（昭和37年8月24日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A188[-63-以下]）。

記

まず、裴代表より（中略）要旨次のとおり発言した。

(中略)

法理論を離れても、久しい時日にわたった日本の韓国占領による両国経済の過度の相互連関関係に鑑み、日本が対韓請求権をもっていない今日、韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有することは明白なことである。それにもかかわらず、日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが、韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは、意外だといわざるを得ない。

(中略)

次いで、崔参事官より、韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の2本立て方式を提案したわけだが、今日本側から提示された1.5億ドルをこの方式に従って分ければいくらといいくらになるか伺いたいと述べた。これに対し、伊闇局長は、日本側では二つに分けては考えていない、請求権1本なら甘く見積もって7000万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが、請求権と無償援助の2本立ては困難なので無償援助1本建てを提案したわけである、もし強いて二つに分け、そのうちの純粹の請求権はいくらかと言われば、推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定

することになり、7000万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが、どこまで減るかは、韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので、目下のところ計算のしようがないと答えた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-58の文書の不開示部分に記録されている情報は、請求権問題に関して日本政府部内で韓国の対日請求権を査定した結果支払い得るとされた具体的金額等であり、前記ア(イ)で掲げた金額等と同様の内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-58の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示部分から容易に推測できるものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-58の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-58の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-58の文書の不開示部分に記録され

ている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-59

第1 前提事実（各論）

通し番号1-59の文書（文書360）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、昭和36年9月1日に非公式で行われた小坂外務大臣（当時）と韓国金裕沢経済企画院長（当時）との会談内容が記録されている。

このうち、不開示部分は、13ページであり、オフレコ（off the record）とする合意の上でなされた会談部分（11ページ、12ページ参照）として、金院長から請求権問題について韓国側の要求として8億ドルを日本から払って貰わなければならぬと考える旨の発言がなされたのに対し、日本側のアジア局長が請求権の解決としてというのであれば余りにも多きに失すると考えられるとの発言に続いてなされた発言内容であり、日韓会談における財産・請求権問題に関する日本政府の対応についての検討や我が国の見解が記録されている。

(乙A20)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-59の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、これを公にすると、当時の我が国の請求金額の試算に関する見解が露見し、現在継続中である北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日本政府の交渉上の戦術を明かすことにつながり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるし、上記アジア局長の具体的見解は、財産・請求権問題に関する「特定の懸案事項」に対する当時の外務省における具体的な見解であり、単なる抽象的な交渉スタンスを述べたものではないから、これを公にすることにより北朝鮮との国交正常化交渉におい

て、北朝鮮側に日韓国交正常化交渉において内部的にせよ外務省が提案していた見解であるとして上記具体的な見解を先取りして提案を強行され、日本側としては譲歩せざるを得ないという具体的な不利益を被るおそれがあると十分予想されることに照らすと、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

通し番号 1-59 の文書の不開示部分は、既に韓国政府に対して明らかにされた日本政府の見解である上、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-59 の文書の不開示部分は、昭和 36 年 9 月 1 日付け「小坂大臣、金裕沢委員長会談記録（オフレコとして上記者以外存在する知らず）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである（乙 A 20）。

記

4. 金院長より、請求権問題については、今や韓国側としては、いくらもらうかの額をはっきりさせるべき段階にあるということにて、韓国側としては、例の 8 項目を全部総計すれば総額数十億ドルもらうべき

ところであるが、この際どうしても8億ドルは日本から払ってもらわなければならぬと考える旨の発言があった。

これに対し、アジア局長より、8億ドルというものは請求権の解決として払えということであるのかと質したところ、金院長はしっかりと答えたので、アジア局長より、請求権の解決としてといふのであれば、余りにも多きに失すると考えられる。■■■不開示部分■■■韓国人の私的請求権は全てこれを合わせても極めて小さな額にしかならないと考えている。加うるに、韓国請求権と在韓日本財産との相殺思想に立った米国の解釈が出されている。この一種の相殺思想を韓国人の対日請求権にかけあわせて考えるならば、果たして日本側が韓国に対して支払をしなければならないものがあるのかということ自体が問題であつて、請求権に対する支払として8億ドルといふのはいかにも法外と思われるゆえんを詳細説明した。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-150の文書の一部開示部分には、アジア局重要懸案処理月報の昭和36年9月分があるところ、不開示部分に関連する部分には、要旨下記のとおり記録されている(乙A294)。

記

(ロ) 次いで金院長は、韓国側として、会談の成功につき一応の目途を得るために、日本側で請求権として支払得る総額を示してほしいと述べた。これに対し小坂大臣は、日本側としても将来いずれかの段階において政治的解決を図る必要のあることは承知しているが、多くの点についていまだ事務的折衝がすんでいない現段階においては、金額につき具体的には何も言えないと答えた後、請求権について韓国側の考え方があつまっているならば、この際それを伺った上、日本側としての解決方法も決めていきたいと述べた。

(ハ) ここにおいて金院長は、以下厳重にオフ・レコという了解の上で、韓国側としては、8項目を全部総計すれば数十億ドルをもらうべきところであるが、この際どうしても8億ドルは日本から払ってもらわねばならないと考える旨述べた。

これに対し、同席の伊闇局長より、法的根拠のある請求に対し支払うということであれば、その額は極めて少額のものとならざるを得ない旨指摘。金院長の言われた額はいかにも法外と思われる旨述べた上、しかしながら双方の話し合いのいかんでは日本としてそれ以外に何か特別に金を出すことも考えられ、そういう特別の方法に関連して経済協力ということもいわれているのであると説明した。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-59の文書の不開示部分に記録されている情報は、請求権問題に関する日本政府高官の具体的な見解であり、少なくとも通し番号1-150の文書の一部開示部分には記録されていないものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-59の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国側に示された請求権問題に関する日本政府高官の具体的な見解であるが、本件全証拠によても、これが本件各文書の一部開示部分により又は韓国側開示文書によって既に公にされていると認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-59の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公

開法 5 条 3 号) に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号 1 - 5 9 の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号 1 - 5 9 の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号 1 - 5 9 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-60

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-60の文書(文書386)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の文書によって構成されている。
- (1) 昭和35年9月20日付け「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」と題する文書
 - (2) 昭和38年3月11日付け「針谷参事官の宮内庁書陵部往訪の件」と題する文書
 - (3) 昭和39年3月11日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書
- 2 通し番号1-60の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、宮内庁書陵部が所蔵している書籍の「項目」及び「冊数」等に関する事項が記録されている。
- ① 上記1(2)の文書中にある4ページ(-4-)の約3行分
 - ② 上記1(3)の文書中にある29ページ(-24-)に「次ページ以下5ページ不開示」と記載された当該ページ部分のうちの最後のページ(その前4ページは通し番号2-27の文書に該当))

(乙A107)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-60の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれ

ば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、宮内庁が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、同庁が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A107）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-60の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、宮内庁書陵部が所蔵していた書籍の「項目」及び「冊数」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-60の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての宮内庁書陵部が所蔵していた書籍に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとは

いえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ ウ 以上によれば、通し番号1-60の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-60の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-60の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-61

第1 前提事実（各論）

通し番号1-61の文書（文書387）は、宮内庁が作成した「宮内庁書陵部所蔵目録」（総数20ページ）であり、韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等に関する事項が記録されている。

(甲27)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-61の文書は、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、宮内庁が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、同庁が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなることに照らすと、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めるこ^トにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号 1-61 の文書に記録されている情報は、宮内庁書陵部所蔵の韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号 1-61 の文書に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての宮内庁書陵部所蔵の韓国古書籍に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法 5 条 3 号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号 1-61 の文書に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-61の文書に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-61の文書に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-62

第1 前提事実（各論）

通し番号1-62の文書（文書390）は、韓国の郵便文化財に関する文書であり、通信博物館が所蔵する韓国に関する郵便文化財の内容及び今後の処理方針についての外務省の見解等が具体的に記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 8ページから14ページまで（-7-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）

これは、通信博物館に所蔵されている韓国郵便文化財が一覧表形式で記録されている。

- ② 20ページ(-13-)左側（以下「不開示部分②」という。）

これは、通信文化財が目録形式で記録されている。

- ③ 25ページ(-18-)の7文字分、26ページ(-19-)の1行分、
30ページ(-23-)の7文字分、33ページ(-26-)の2か所、28
ページ(-21-)表題の一部、品名欄及び備考欄、35ページ(-28-)
表題の一部、品名欄及び備考欄（以下、これらを併せて「不開示部分
③」という。）

これは、いずれも通信文化財の帰属等に関する事項が記録されている。

（乙A221）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-62の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本

政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、通信博物館が保有する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、同館が保有する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなることに照らすと、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A221）によれば、通し番号1-62の文書の不開示部分につき、次の事実が認められる。

(ア) 不開示部分②

不開示部分②は、外務省アジア局北東アジア課が昭和40年4月3日付けて作成した「韓国側より返還請求の通信関係文化財について」と題する文書にある。当該文書は、外務省職員が郵政省通信博物館長等から聴取した内容等が記録されており、不開示部分②の前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

5 森田から郵政省として「韓国側に引渡しできるものについてリスト

を作成し、来週中に外務省に提出するよう要望し、郵政省側は了承した。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

遞信関係品目中の「1. 湖南電報分局標札」は明治38年に韓国側から引渡しを受けた当時に「湖南電報分局」が実在しなかった官庁であるため、郵政省は、その所在地を確認するまで提出を留保したく、都合によっては、韓国側に確認させたい意向である。

湖南とは、忠清南道、全羅北道、全羅南道の3道を指すものであり、この標札が北朝鮮にあったとは考えられず、朝鮮史の權威末松保博士、田川孝三博士に尋ねたところ、両博士ともおそらく全州におかれたものと言っている。

ただ、郵政省が上記の以降なので、現在（ ）内に入れたが湖南電報分局の所在に関し、目下諸資料について調査中であり、リストを提出するまでに確認できない場合は、もう一度郵政省とその取扱いを折衝する予定である。

(1) 不開示部分③

不開示部分③は、郵政省が昭和40年5月4日又は同月19日付けで作成した「遞信文化財目録による処置総括調書」と題する文書及びその添付書面中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

a 昭和40年5月4日付けのもの

遞信文化財目録による処置総括調書

(郵政省 40. 5. 4)

区分	件数	点数	摘要
A 引渡しできるもの	19	34	別紙文化財目録のとおり

B 引渡しできないもの			
1. 滅失したもの	10 (11)	31	参考資料1のとおり
2. 引継を受けていないもの	2	209	参考資料2のとおり
3. ■■■不開示部分③■■■	3 (4)	4	参考資料3のとおり
合計	34	278	

[備考] () 内の数字は通信文化財目録の件名が重複するものの数を示す。

(参考資料1) 外務省から提示された韓国作成の「通信文化財目録」中、現在郵政省通信博物館で所蔵していない資料目録

(この目録に登載の資料は、関東大震災及び第2次大戦中に滅失したものと思われる。)

品名	数量	備考
電報○門標札 (中略)	1枚 (中略)	
恩津郵遞司使用郵便日付印	1個	
■■■不開示部分■■■	■■■■■■■■	■■■■不開示部分■■■■

(参考資料3) 郵政省通信博物館所蔵の韓国関係通信文化財目録■■■不開示部分■■■

品名	数量	備考
■■■不開示部分■■■■	1枚	
■■■不開示部分■■■■	1枚	
■■■不開示部分■■■■	1個	■■■■不開示部分■■■■

■■■不開示部分■■■	1 個	■■■不開示部分■■■
(小計) 3 (4) 件	4 点	

△印は件名名称の重複するもの、小計()は重複するものを含めた件数

b 昭和40年5月19日付けのもの

通信文化財目録による処置総括調書

(郵政省 40. 5. 19)

区分	件数	点数	摘要
A 引渡しできるもの	20	35	別紙文化財目録のとおり
B 引渡しできないもの			
1. 滅失したもの	10 (12)	31	参考資料1のとおり
2. 引継を受けていないもの	2	209	参考資料2のとおり
3. ■■■不開示部分③■■■	2 (3)	3	参考資料3のとおり
合計	34	278	

[備考] () 内の数字は通信文化財目録の件名が重複するものの数を示す。

(参考資料1) 外務省から提示された韓国作成の「通信文化財目録」中、現在郵政省通信博物館で所蔵していない資料目録

(この目録に登載の資料は、関東大震災及び第2次大戦中に滅失したものと思われる。)

品名	数量	備考
電報○門標札	1枚	
(中略)	(中略)	
恩津郵遞司使用郵便日付印	1個	

■■■不開示部分■■■	1 個	■■■不開示部分■■■
△永登浦郵便使用諸印	5 個	
(小計) 10 (12) 件	31 点	

(参考資料3) 郵政省通信博物館所蔵の韓国関係通信文化財目録 ■■■不開示部分 ■■■

品名	数量	備考
■■■不開示部分■■■	1 枚	
■■■不開示部分■■■	1 個	■■■不開示部分■■■
■■■不開示部分■■■	1 個	
(小計) 2 (3) 件	3 点	

△印は件名名称の重複するもの、小計()は重複するものを含めた件数

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-62の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通信博物館に所蔵されていた韓国郵便文化財の品名等（一覧表形式）

(イ) 不開示部分②

通信文化財の品名等（目録形式）

(ウ) 不開示部分③

通信文化財の帰属等に関する事項

ウ そうであるとすれば、通し番号1-62の文書の不開示部分に記録されている情報は、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、

日韓会談当時における日本側の調査結果としての遞信博物館に所蔵されていた韓国郵便文化財等に関する客観的事実にすぎないし、証拠（乙A221）によれば、当該文書の一部開示により遞信博物館所蔵の韓国関係遞信文化財の品名等も既に公にされていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-62の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-62の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-62の文書の不開示部分に記録され

ている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-63

第1 前提事実（各論）

通し番号1-63の文書（文書458）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年6月18日付け「文化財会合記録①ないし④（引渡し品目）」と題する内部文書であり、同日、日韓両代表間において行われた文化財の引渡しに関する交渉経過等が記録されている。

このうち不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 4ページ（-4-）

これは、韓国側からの返還請求に対し、日本側が、「墓誌」が発掘された場所等の調査を韓国側に依頼した内容が記録されている。

② 9ページ（-9-）2行目から10ページ（-10-）下から2行目まで

これは、日本側に残す品目名が個別具体的に記録されている。

③ 19ページから21ページまで（-18-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分）、33ページから38ページまで（-29-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分）、42ページから50ページまで（-32-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

これは、いずれも、韓国から返還を請求された日本に所在する韓国国宝の「品名」、「発見場所」及び「数量」が個別具体的に目録形式で記録されている。

（乙A222）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-63の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、前提事実（各論）のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題に

ついて政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、そうなれば、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、我が国に存在する書籍のリストを北朝鮮が知ることとなり、よって、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由①に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A222）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①は、「文化財会合記録①（引渡品目）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4 議事要旨

引渡し品目について6月11日提出の日本側リストを基に次のとおり交渉を行った。

(1) 昭和37年2月韓国側提出の請求目録(1)について

(中略)

(4) 同上(3)の2について

韓国側より、石塔舍利装置遺物を加えてほしい旨述べ、日本側は考慮する旨述べた。

韓国側より墓誌を全部欲しい旨述べたのに対し、■■■不開示部分①■■■

韓国側より舍利容器を欲しい旨述べたのに対し、日本側は考慮する旨述べた。

韓国側より、経箱を更に欲しい旨述べたのに対し、日本側より既に入っている旨応酬した。

(4) 不開示部分②

不開示部分②は、「文化財委員会会合記録②（品目リスト）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4 議事要旨

針谷代表より、前回会合での約束に基づき日本側に残す品目名を具体的に示すこととした旨述べ、松下委員より、次の品目名を言示した。

(1) 伊藤博文高麗陶器について

■■■不開示部分②■■■

(2) 慶州市付近古墳出土品について

■■■不開示部分②■■■

(3) 高麗時代墳墓その他遺蹟出土品について

■■■不開示部分②■■■

ここで方代表の求めにより、針谷、方代表は室外に出て打合せを行い、再び入室の後、方代表より、日本側の要望品目ははっきりしたの

で、韓国側としては、更に検討することとし、ここで一旦閉会してほしい旨述べ、針谷代表より、それを了承し、閉会した。

(ウ) 不開示部分③

不開示部分③は、「文化財委員会会合記録④」と題する文書に添付され、又は当該文書に引き続く形でつづられた文書中にあり、当該文書には、「I 陶器、出土品及び石造美術」、「II 図書」、「III 遷信関係品目」との項目の下に各項目に対応する品目が一覧表の形式で記録されている。

○ イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-63の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日本側が韓国側に依頼した内容であって、「墓誌」が発掘された場所等の調査等

(イ) 不開示部分②

日本側に残す韓国国宝等の品目名

(ウ) 不開示部分③

○ 韓国から返還を請求された日本に所在する韓国国宝の「品名」、「発見場所」及び「数量」

ウ そうであるとすれば、通し番号1-63の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談の当時、日本側が韓国側に依頼した内容であって「墓誌」の調査に関するもの（不開示部分①）、日本側が日本に残してほしいと発言した韓国国宝等の品目名（不開示部分②）、韓国が返還を請求した日本に所在する韓国国宝に関する客観的事実（不開示部分③）にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財に関するものであるとしても、当該

文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない（特に、不開示部分①は、単に日本側が韓国側に調査を依頼した内容にすぎないから、これをもって日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議された場合の日本側の対処方針等を推測できるものとはい难以し、不開示部分②は、日本側が韓国側に引渡しをしないと表明したもの品名にすぎないから、日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議された場合に当該情報を知った北朝鮮との関係で日本側が交渉上不利益を被るとは考え難い。）から、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めると足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-63の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-63の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の

不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1 - 6 3 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-64の文書（文書477）は、外務省アジア局が作成した「日韓会談の概要」と題する文書であり、財産請求権問題に関し政府内部で想定、検討した問答内容、経過等が具体的に記録されている。

このうち、不開示部分は、47ページ（-47-）の約5行分であり、財産請求権問題の解決策として日本側が韓国側に提案した同問題に関する協定の基本要綱案や個別の請求権問題についての具体的な提案が記録されている。

（乙A223）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-64の文書の不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であ

るし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-64の文書の不開示部分は、附属第5号「日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A223)。

記

一(一) 日本国及び大韓民国は、それぞれの国民(法人を含む。以下同じ。)が相手国の領域において有する財産に関する権利(利益及びその果実を含む。以下同じ。)並びに相手国及びその国民に対して正当に取得したその他の権利を、相互に確認し、■■■不開示部分■■■

(三) 第(一)項の回復の措置及び第(二)項の原状回復又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に応じ、別途協議するものとする。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-15の文書の一部開示部分には、日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱を引用した部分があるところ、このうち、不開示部分に相当する部分は、下記のとおり記録されている(乙A274)。

記

一(一) 日本国及び大韓民国は、(中略)相互に確認し、その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

(二) 前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-15の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。(二) 前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。」との文言と同一のもの又はこれと同様のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-64の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-64の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、

仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-64の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-64の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-65

第1 前提事実（各論）

通し番号1-65の文書（文書479）は、昭和28年7月付けで外務省が作成した「第二次日韓会談概要」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、23ページ（-19-）の約1行分であり、財産・請求権問題に関する日本政府の見解や個別の請求権問題についての具体的な提案等が記録されている。

（乙A224, A270）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-65の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。通し番号1-65の文書の不開示部分は、日本政府の提案等を含むし、日韓国

交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-54の文書の不開示部分は、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th may, 1953」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(乙A224, A270)。

記

D の部 (保留事項)

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

1. 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分■■■に関する件

2. 第3国所在の韓国人(法人を含む)財産回収又は補償方法に関する件

3 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り資金
(以下略)

(イ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th may, 1953」と題する文書があり、その内容は、(別紙5) 通り番号1-15の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ウ)で説示したところ、このうち、不開示部分に相当する部分は、要旨下記

のとおりである（甲143の8，144〔7ページ〕参照）。

記

D の部（留保事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約5億円）に関する件
- 二 第三国所有の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件
- 三 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滯り貸金
(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-65の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国側開示文書で公にされている「（日本恩給局によれば約5億円）」との文言であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-65の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推

認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1－65の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 小括

したがって、通し番号1－65の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1－65の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-66

第1 前提事実（各論）

通し番号1-66の文書（文書481）は、昭和30年1月31日付けで外務省が作成した「日韓会談の経緯」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内での検討の経過等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次のとおりである。

① 27ページ（-27-）約1行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

② 31ページ（-31-）約1行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

③ 61ページ（-61-）（以下「不開示部分③」という。）

これは、個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

④ 147ページ（-143-）約1行分（以下「不開示部分④」という。）

これは、財産請求権問題に関する日本政府の具体的見解として、具体的な請求権金額の見積りが記録されている。

⑤ 171ページ（-167-）約3行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、個別の請求権問題に関する検討内容として日本政府の具体的見解が記録されている。

（乙A225，A271）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-66の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正

常化交渉における財産・請求権問題において、具体的な懸案事項となっていた朝鮮半島に所在する日本国政府の在外資産に関する具体的情報に基づく資産の内容及びその価額を試算した算定金額であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-66の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A225）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「七 会談再開に関する米国のあっせん」の項に

あり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

かくして、国内的には対韓強硬論が再度台頭するに至ったが、外務省としてはあくまで平和的解決に努力を重ねることとし、ただ從来の経緯に徴して日韓両国間の直接交渉によっては問題の解決が極めて困難なことが明らかとなつたので、この際公正な第三者を加えて妥当な解決を図らんとする見地から、米国のあっせんを得て会談の再開に努めることとした。この趣旨にて岡崎大臣がアリソン大使にとくと事情を説明し、あっせんを求めた結果、米国政府もその労をとることに同意し、まず会談坂井の事前に両国間の意見調整に努力し、再開の上はこれにオブザーバーを派遣することを約した。かくして11月初旬日米間に次のとき手順が決定した。

- (1) 近日中日韓双方にて同時に声明を行うこととし、我が方は次の諸点を明らかにして、会談再開の希望を表明する。
 - (イ) 請求権の相互放棄を提案する。■■■不開示部分①■■■
 - (ロ) 日本の友好精神の証左として、国有の朝鮮美術品若干を韓国に贈与する。
 - (ハ) 漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるため、双方の満足のいくがごとき措置につき話し合う。
- (2) 韓国側ではこれと同時に、日本側提案に満足し、抑留中の漁船、漁夫の返還を明らかにして、会談再開の希望を表明する。
- (3) 米国側もこれらに答えて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明する。
- (4) いわゆる久保田発言に対する韓国側の固執に鑑み、会談再開に当たつての日本側代表の挨拶中に韓国側の感情を和らげる趣

旨を盛り込む。

(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、「八 井口、梁両大使の話し合い」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

さらに昭和29年春に至り、ワシントンに赴任せる我が方井口大使と梁韓国大使との間に日韓会談再開に関する非公式話し合いが行われた結果（中略）声明を我が方よりまず発出し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で一応合意された。右に従い、韓国代表部金公使が5月17日アリソン大使を往訪し、日本側にて事前に発表すべき声明ドラフト（附属第25号）を示し、米国側のあっせんを依頼した趣で、右ドラフトがアリソン大使より岡崎大臣に提示された。我が方は、これに対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解とともに固執（インシスト）しない」との明白な了解を付してこの声明案を受諾することを米国側に通報するとともに、その際きわせて我が方が韓国に■■■不開示部分■■■政府所有に係る若干の朝鮮美術品を贈与する用意があることをも了解事項として附言した（附属第26号）。

(以下略)

c 不開示部分③

不開示部分③は、附属第5号「日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一(一) 日本国及び大韓民国は、それぞれの国民（法人を含む。以下

同じ。) が相手国の領域において有する財産に関する権利（利益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその国民に対して正当に取得したその他の権利を、相互に確認し、■

■■不開示部分■■■

(三) 第(一)項の回復の措置及び第(二)項の原状回復又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に応じ、別途協議するものとする。

d 不開示部分④

不開示部分④は、附属第19号「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th May, 1953」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

D の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

1. 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（■■■不開示部分④■■■）に関する件

2. 第3国所在の韓国人（法人をも含む）財産回収又は補償方法に関する件

3 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滯り賃金
(以下略)

e 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、附属第26号「Draft of the statement by the Japanese Government」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

The draft statement is acceptable to the Japanese Govern

ment, with the explicit understanding that both the Japanese and Korean Governments, in the spirit of mutual concession, will not insist on their previsions legalistic view in regard to the question of claims. ■■■不開示部分⑤■■

Furthermore, the Japanese Government is ready to present to the Korean Government a number of the Korean art objects in its possession.

(イ) 本件各文書の一部開示部分等（不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分⑤関係）

a 不開示部分に係る声明案等に関する事実経過

(a) 昭和28年10月、第三次日韓会談が決裂した後、日本側は、日韓会談を再開するため、米国のあっせんを得ることとし、米国との意見調整の結果、同年11月には、① 日本側が、⑦請求権の相互放棄の提案、①国有の朝鮮美術品若干の贈与、⑦漁業資源の保存及び韓国漁業の発達を助けるための措置について話し合うこと等を明らかにした上で、会談再開の希望を表明し、② 韓国側が、これと同時に、日本側提案に満足し、抑留者の漁船・漁夫の返還を明らかにして会談再開の希望を表明し、③ 米国側も、これらに応えて、会談をあっせんし、オブザーバーを出す旨を同時に声明するとの構想がまとまった。

そこで、米国は、上記構想を基に韓国側と折衝したところ、韓国側が日本側の声明案や挨拶文に反対等を表明したため、更に日本側との調整を図りながら折衝を続けたが、昭和29年2月、日本側が受け入れた米国提案による声明案に対し、韓国側からなお受け入れ難いとの意向を示されたため、日本に対し、日韓関係の打開は見通

しが付かない旨通報した。

(乙A271 [-27-~-29-] , A337 [4-39~4-44])

(b) 昭和29年4月、米国ワシントンに赴任した日本の井口大使と韓国の梁大使との間の日韓会談再開に関する非公式会談が行われ、日本側が「久保田代表の非公式かつ即席の発言が誤解を生んだことは遺憾である。その発言は日本政府の正式な見解を反映するものではなく、したがって、撤回される。日本政府は、両国間の交渉がすみやかに再開されるよう熱望し、日本政府が平和条約の規定を遵守することを宣言する」旨の声明を発表し、これに引き続いて会談を再開するとの方式が両大使間で合意された。

そこで、同年5月、韓国側は、アリソン米国大使に対し、日本側が事前に発表すべき声明案を示して米国のあっせんを依頼し、これを受けてアリソン米国大使は、日本側に対し、当該声明案を提示した。

これに対し、日本側は、米国に対し、「日韓両国政府が互譲の精神に従い、請求権に関する従来の法理論的見解をともに固執 (insist) しない」との了解を附した上で、韓国側の提案した当該声明案に同意することを通報し、併せて政府所有の若干の韓国由来の美術品を贈与する用意があること等を了解事項として付言した。

しかしながら、韓国側は、これに同意せず、その後も米国による意見調整が行われたが、韓国側の同意を得ることができなかつたため、この話は立ち消えになった。

(乙A271 [-30-及び-31-] , A377 [4-45~4-49])

b 本件各文書の一部開示部分には、次のような内容が既に公にされて

いる。

- (a) 通し番号 1-34 の文書中の昭和 28 年 6 月 11 日付け「日韓交渉処理方針について（関係閣僚了解案）」や同日付け「日韓間財産・請求権問題処理要領案」において、平和条約 4 条の請求権の処理について、相互放棄を原則とし、一定のものを例外とするとされたこと（乙 A 202）。
- (b) 通し番号 1-199 の文書中にある昭和 29 年 5 月 13 日の中川アジア局長と柳参事官との会談においては、中川アジア局長が、日本の韓国に対する請求が本気で考えているものではなく、韓国の巨額な請求に応じることができないだけである旨を述べたこと（乙 A 334）。
- (c) 通し番号 1-39 の文書である昭和 29 年 5 月 18 日付け「日韓会談再開の件」において、「日本側の在韓財産（この場合南鮮のみに限定する要あり）が既に韓国側において処理されている実状に鑑み、右の韓国側請求権も常識的に妥当なるもの以外これを要求しない」との表現を用いるよう考慮することとして、このラインにて大蔵省の説得に努めるとともに、わが方として支払う腹を決めるべき請求権の内容を具体的に検討することとしたこと（乙 A 207）。
- (d) 通し番号 1-192 の文書中の昭和 30 年 1 月 29 日開催の谷大使金公使会談の件（第 1 回）において次のようなやりとりがされたこと（乙 A 63）。
- （金） 請求権問題については、そもそも自分たちは日本側には請求権がないと考えている。そのないものと韓国側の請求権とを相殺することには韓国民は納得できない。韓国側請求権は整理の問題である。

(谷) 韓国側の態度いかんでは日本側の請求権を放棄しても良いと考えている。しかし、韓国側が膨大な請求を出されると日本としては財政的にも困り、また日本国民に対する補償の問題も生じてくる。日本の国力にも関係あり簡単にいかない。ただし、日本としてもある種のものは韓国に返還する用意あり。

(金) そんなに日本側の困るような要求を出すつもりはない。恩給、俸給とか日本銀行券とかである。

(谷) この次までによく計算してみよう。実質的に請求権の内容を合意しておき、韓国側の分については伏せておき、日本側の分についてのみ一方的に放棄を声明することも一案と思う。なお、宝物については、国有のものの中ある部分は独立記念として贈呈してもよいと考えている。(以下略)

(e) なお、昭和36年当時のものであるが、通し番号1-136の文書中では、韓国側請求権について応ずるのが妥当であり、大蔵省にも問題のないものとして、「引き揚げ朝鮮人の税關保護預り金」、「軍人、軍属及び政府關係徵用労務者に対する未払給与」、「帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金供託済分」、「昭和27年4月までの未払恩給」が掲げられている(乙A281)。

(ウ) 本件各文書の一部開示部分(不開示部分③関係)

通し番号1-15の文書の一部開示部分には、日韓両国間に取極られるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱を引用した部分があるところ、このうち、不開示部分③に相当する部分は、下記のとおり記録されている(乙A274)。

記

一(一) 日本国及び大韓民国は、(中略)相互に確認し、その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものと

する。

(二) 前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

(イ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th may, 1953」と題する文書があり、その内容は、(別紙5)通し番号1-15の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ウ)で説示したとおりであるところ、このうち、不開示部分④に相当する部分は、要旨下記のとおりである(甲143の8, 144 [7ページ] 参照)。

記

D' の部 (留保事項)

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約5億円)に関する件
- 二 第三国所有の韓国人(法人をも含む。)財産回収又は補償方法に関する件
- 三 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滯り賃金
(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-66の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分⑤

昭和28年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策(上記ア(1)a(a)に係るもの)であって、韓国に対する個別の請求権につ

いて一定の譲歩を示したもの（上記アの認定事実によれば、上記声明案は、米国に提示された後、米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）

(イ) 不開示部分②

昭和29年当時、米国のあっせんにより日韓会談を再開するために日本側が行う声明案に対する日本側の回答に盛り込まれた請求権問題の具体的解決策（上記ア(イ)a (b)に係る日本側がアメリカ大使に手交したもの）であり、韓国が日本に対する個別の請求権について一定の譲歩を示したもの（上記アの認定事実によれば、上記回答の案文は、米国に提示された後、米国を介して韓国側に提示されたものと推認することができる。）。

(ウ) 不開示部分③

通し番号1-15の文書で開示されている上記ア(ウ)で認定した「その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。（二）前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。」との文言と同一のもの又はこれと同様のもの

(エ) 不開示部分④

韓国側開示文書で公にされている「（日本恩給局によれば約5億円）」との文言

ウ そうであるとすれば、通し番号1-66の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分⑤

不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分⑤に記録されている情報は、日本と韓国との間で米国を介して書面によりやりとりされたものであり、しかもそのおおよその内容が上記ア(イ)で認定した事実経過や本件各文書の一部開示部分から推知することができるものであって、本件全証拠によつても、これと異なるものを含んでいると推認することはできない。

そうであるとすれば、当該情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同趣旨のものとみることができるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得るとしても、一般に、韓国において韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書が公開されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 不開示部分③

不開示部分③に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るもの

のとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(ウ) 不開示部分④

不開示部分に記録されている情報は、日本政府が保有する文書と同一のものが韓国側開示文書において既に公にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-66の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、このうち不開示部分③及び不開示部分④に係るものについては、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-66の文書の不開示部分に記録されている上記

情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1 - 6 6 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-67

第1 前提事実（各論）

通し番号1-67の文書（文書482）は、昭和30年10月15日付けで外務省アジア局第五課が作成した「日韓会談の経緯（その二）」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも「谷大使・金公使会談」において谷大使が提案した発言内容の一部として、財産請求権問題及び漁業権問題に関する日本政府の見解や我が方からの踏み込んだ具体的な提案等が記録されている。

- ① 4ページ（-4-）の約1行分（以下「不開示部分①」という。）
- ② 5ページ（-5-）の約1行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙A226）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-67の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。